

久留米市立学校における働き方改革プラン

～時間外勤務の縮減に向けた業務改善方針・計画～



令和2年5月

久留米市教育委員会

はじめに

学校の先生や職員は、子どもにとって身近な「大人」であり、ロールモデルです。子どもは日々、先生の姿を通して社会や未来を見ています。その先生が、誇りや情熱、やりがいとともに、心身ともに健康でいきいきとした姿で、子どもと向き合うことが、子どもの豊かな学びや成長につながります。

今、新しい教育課程に変わっていく大きな節目の時に来ています。先行き不透明な未来社会をたくましく生きていく上で真に必要な資質・能力を子どもに育成していくためには、これまで以上に、教職員自身が幅広い経験・研鑽を積み、授業準備等に集中できる時間を確保する必要があります。

このように大きな節目の今、学校の勤務環境、教職員の働き方、そして、学校が果たすべき役割を今一度見つめ直し、未来志向で今までの「前例・伝統」を臆すことなく問い直し、ここでさらにもう一段、学校の勤務環境を改善し、働き方改革を進め、学校を魅力的で安定的かつ持続可能な環境に変えていかなければなりません。

社会の変化とともに積み重なり続けた教育内容や学校に求められている役割を従来どおりの制度や体制のもとで対応していくことは、既に限界にきています。教職員の働き方改革を着実に進め、成果や課題を発信していくことは、抜本的な制度変更等を求めていく大きな力になります。

重要なことは、教職員一人ひとりの問題に決してとどめることなく、学校と教育委員会が両輪となり、そして何より家庭や地域等も含めたすべての学校関係者と、課題解決の重要性や目指すべき理念を共有しながら、働き方改革に取り組むことです。

教職員の働き方改革の推進、そして、子どもの元気と先生の笑顔のために、「久留米市立学校における働き方改革プラン」をここに策定します。

令和2年5月
久留米市教育委員会

目 次

1 プランの基本的な考え方

- (1) 学校における働き方改革の目的・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 本プランの位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (3) 久留米市立学校教職員の勤務実態・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (4) 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (5) 取組の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (6) 保護者・地域社会の理解促進及び県への働きかけ・・・・ 7

2 久留米市立学校における働き方改革の取組

- (1) 教職員の業務の見直しと業務改善の推進・・・・・・・・・・ 8
- (2) 勤務時間の適切な把握と意識改革の推進・・・・・・・・・・ 9
- (3) 部活動の負担軽減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (4) 学校を支える専門スタッフの活用等・・・・・・・・・・・・・・ 11



1 プランの基本的な考え方

(1) 学校における働き方改革の目的

目 的

教職員のワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいをもって働くことができる環境を整備することにより、「教職員が子どもと向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質の維持・向上を図る。

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、求められる役割が拡大する中、新学習指導要領の確実な実施など、学校教育のさらなる充実が求められています。

こうした中、学校現場において教職員は、日々子どもたちと向き合い献身的な努力を重ねているところですが、一方で、各種調査の結果から教職員の長時間労働の実態が明らかとなっています。このことは、子どもたちの学びを支える教職員の心身の健康に悪影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる問題となると考えます。

そこで、久留米市教育委員会は、「久留米市立学校における働き方改革プラン」を策定し、教員の時間外勤務の縮減に向けた実効性のある取組を進めることとしました。

(2) 本プランの位置付け

学校における働き方改革を推進するためには、各学校がその実態に応じた取組を進めることができるよう、設置者である久留米市教育委員会が、時間外勤務の縮減に向けた業務改善方針・計画を策定することが必要です。

本プランは、国の学校における働き方改革に係る通知等及び福岡県教育委員会が示した「教職員の働き方改革取組指針」を受けて、市教育委員会や久留米市立学校が実施する教職員の働き方改革に向けた取組の方向性、目標、具体的取組等を示したものです。

今後、市教育委員会は本プランにより、市立学校における働き方改革を着実に推進するとともに、目標の達成状況を検証し、必要な取組の見直しを行うなど、継続的に働き方改革に取り組んでいきます。

(3) 久留米市立学校教職員の勤務実態

平成30年10月から導入したICカード・タイムレコーダーによる勤務実態報告によると、月当たりの在校時間が80時間を越える、いわゆる「過労死ライン」相当にある教職員が、全国平均を下回るものの、小学校教員で12.3%、中学校教員で24.3%（令和元年5月～12月までの平均 ※夏季休業中の8月除く）存在することがわかりました。

また、平成30年度に業務改善推進モデル校（小学校1校、中学校1校）において実施したアンケートでは、1日の平均勤務時間が小学校では11.4時間（時間外勤務3時間40分、持ち帰り業務を含む）、中学校で11.8時間（時間外勤務4時間）となっており、ICカード・タイムレコーダーによる勤務実態報告より厳しい長時間労働の実態が明らかになりました。さらに、モデル校において中小企業診断士が実施したワークサンプリング調査の結果から、次のような課題も明らかとなりました。

- ① 長時間労働が「当たり前化」されている。しかし、時間が長いからと言って余計なことを行っているのではない。仕事量が多く、無駄な会議や書類作成等は確認できなかった。長時間労働を、無意識に受け止めているといった印象を受けた。
- ② 仕事が完結したイメージが不鮮明なため、見通しに欠ける作業にずるずると時間が費やされている感があった。また、目の前の仕事が終わっていないのに、違う仕事が気になり着手、その後もとの仕事に戻るなど、手順が場渡り的な部分があった。
- ③ 授業準備や成績処理など、職員室の自席で行う、教室で行うなど、自分なりに能率の上がりやすい環境で、自らの判断で行われていた。
- ④ コピーや印刷を行うための移動、打合せや話し合いによる個人の業務の中断が多々見られた。

以上のことから、次のような問題点を改善するための実効性のある取組に早急に着手する必要があると考えます。

- ① 業務量が多いために、長時間勤務が常態化してしまっている。
- ② 個々人で、業務の進め方の効率化や業務に対する負担感の差がある。
- ③ 校務支援システムの操作の習熟と活用についての個人差がある。
- ④ 部活動の教育的意義は大きいですが、個人によって部活動指導への負担が大きい。

(4) 目標

厚生労働省「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く）の認定基準」によれば、月当たりの時間外労働がおおむね45時間を越えて長くなるほど業務と発症の関連性が徐々に強まるとされており、発症前1か月間に100時間又は2か月から6か月間平均で月80時間を越えた場合は、業務と発症との関連性が強いとされています。

こうした基準を念頭におきながら、教職員の長時間労働が看過できない状況であることを踏まえ、まずは「過労死ライン」相当の長時間労働の解消を目指し、働き方改革に取り組んでいくこととします。

さらに、令和元年12月、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が公布され、同法第7条に基づき、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が定められ、令和2年4月に施行されました。

この指針では、超過勤務命令に基づく業務以外の時間も含む「在校等時間」についての上限時間等が示され、校務をつかさどる校長及び服務監督権者である教育委員会は、上限時間を超えないようにするため、教職員の業務量の適切な管理を行うことが求められることになりました。

そこで、次のような目標を設定し、取組を進めていくこととします。

- ① 月当たりの時間外勤務が80時間を越える教職員をゼロにする。
- ② 時間外勤務の1か月の合計が、45時間を超えないようにする。
- ③ 時間外勤務の1年間の合計が、360時間を超えないようにする。

なお、児童生徒等に係る臨時的な特別な事情により業務を行わざるを得ない場合は、1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内（連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6か月まで）とします。この上限時間の原則に対する例外となる臨時的な特別な事情とは、例えば、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し児童生徒に深刻な影響が生じている又は生じるおそれのある場合など、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合が考えられます。

また、ここでいう「勤務時間」とは、次の時間の合計から休憩時間を除いたものとします。

- ① 校内に在校している在校時間。ただし、所定の勤務時間外に校内において自

らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間や、その他業務外の時間については、自己申告に基づき除くものとする。

- ② 校外で職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の業務に従事している時間。
- ③ 校務テレワーク認証キーを使用して、自宅でテレワーク業務を行った時間。
- ④ その他、自宅に持ち帰って業務を行った時間（注）。

（注）「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの運用に係るQ&A」では、④のいわゆる「持ち帰り」の業務は勤務時間に含めないとされているが、久留米市においては勤務時間に含めることとする。

（５）取組の方向性

教職員の長時間労働を改善するためには、教職員の勤務実態を把握し、役割分担のあり方や業務の進め方など、様々な観点からの見直しを進める必要があります。また、限られた時間の中で最大限の効果を上げるという働き方に向け、管理職や教職員の意識を変えていくことも重要です。

このため、本プランでは取組の方向性として、以下の４点を柱とし、これらを組み合わせるなどして総合的な対策を講じていくこととします。

- ① 教職員の業務の見直しと業務改善の推進
- ② 勤務時間の適切な把握と意識改革の推進
- ③ 部活動の負担軽減
- ④ 学校を支える専門スタッフの活用等

① 教職員の業務の見直しと業務改善の推進

- 教職員の専門性が求められる業務を精選し、教職員以外が担うことができるものについて、役割分担の見直しやICT化の推進などに取り組む。
- 学校に対する調査や依頼、集合研修や会議等の精選や縮減について、関係団体とも連携した取組を推進する。

② 勤務時間の適切な把握と意識改革の推進

- ICカード・タイムレコーダーにより、在校時間を客観的に把握・集計する。
- 在校時間の客観的な把握を契機として、管理職を含む教職員一人ひとりがタイムマネジメントの意識をもてるよう意識改革を推進する。
- アンケート調査等の自己申告方式により、在宅での勤務時間（持ち帰り業務）の把握に努める。

③ 部活動の負担軽減

- 教職員の負担軽減のみならず、生徒の健全な成長を促す観点からも部活動の適正化に向けた取組を実施する。
- 国や県が定めるガイドライン等を基に、活動時間や休養日の設定のあり方を示すほか、部活動指導員の活用を検討する。

④ 学校を支える専門スタッフの活用等

- 「チーム学校」としての体制を整備するため、学校事務機能の強化やスクールカウンセラー等の専門スタッフの充実を図る。
- 保護者や地域の協力を得ながら教育効果を高めていくため、地域との協働活動等を通じた教育支援活動を充実させる。

(6) 保護者・地域社会の理解促進及び県への働きかけ

我が国の教職員は、他の国と比べて広範な業務を担っていることが一つの特徴となっています。これらの業務の中には、必ずしも教職員が担う必要がない業務も含まれています。

平成31年1月に出された中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」では、これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方について、【基本的には学校以外が担うべき業務】、【学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務】、【教師の業務だが、負担軽減が可能な業務】について分類し、具体例も示されています。このような答申も参考にしながら、学校における働き方改革を進めることにより、教員の長時間労働を改善し、ひいては学校教育の質の維持・向上につなげていくという目的について、保護者や地域社会の方々にも理解していただく必要があると考えます。

そこで、今後、学校における働き方改革の意義や取組について、保護者に理解していただけるよう十分に説明するとともに、地域社会の方々の理解を促進するための啓発活動を進める必要があります。

また、学校における持続可能な勤務環境を整備し、教員の長時間労働を改善するためには、市教育委員会の取組や学校の自助努力だけでは限界があります。そこで、教職員の正規率の向上や定数の改善・充実、業務改善の促進等に係る人的・財政的支援について、引き続き県教育委員会に対して要望を行ってまいります。

2 久留米市立学校における働き方改革の取組

(1) 教職員の業務の見直しと業務改善の推進

① ICT化の推進

- 現在、導入されている校務支援システムやファイル共有サーバについて一層の利便性向上を図るとともに、令和3年度末に終了する現システム後の校務支援システムのあり方について、学校ICT推進協議会等で計画的に検討を行います。
- その際、学校関係者や行政だけでなく、ICTに関する専門性を有した外部の有識者からの助言を得ることができるような体制を構築する必要があると考えます。
- また、校務支援システムだけでなく、打刻ちゃんTouchに代わる出退勤の管理システムのあり方や電子出勤簿、グループウェアの導入等についても、あわせて検討します。その際、国の動向を踏まえつつ、パブリッククラウドの活用についての検討も視野に入れる必要があると考えます。

② 業務改善推進モデル校の成果の普及

- 平成30年度に、日吉小学校と宮ノ陣中学校で行った業務改善推進モデル校の取組について、全市的に成果を共有することで各学校の業務改善を推進します。
- あわせて、令和元年度からモデル校での新たな取組として久留米版スクールサポートスタッフ事業を展開しており、この成果と課題を踏まえた拡充についても検討します。

③ 調査・事業の削減

- 教育部各課において調査物等の必要性や重複等について精査することで、調査の削減を図ります。また、現在、電子メールや紙媒体など様々な方法で調査を行っている現状を改め、統一した方法で調査を行うこととします。
- 事業の必要性、内容の重複、頻度、効率性、実施時期、報告書等の簡素化・合理化の観点から、事業の見直しを継続的に実施します。

④ 文書事務の見直し

- 公印省略や鑑文書が不要な文書やについて検討し周知するとともに、電子メールによる文書発出の推進を図ります。

- ⑤ 基本研修等の見直し
 - 令和元年度からの新研修体系移行に伴い、教職員の負担軽減という観点も含め、基本研修等の見直しを実施します。

- ⑥ 学校給食費の公会計化の検討
 - 既に公会計化している自治体の情報を収集します。
 - 国が作成した「学校給食費の徴収・管理業務に関するガイドライン」の内容を踏まえて、公会計化について検討します。

- ⑦ 勤務時間外の電話対応等の負担軽減策の検討
 - 令和2年4月から、勤務時間外の電話については、自動応答メッセージによる対応を一斉に行っています。
 - 児童生徒の生命や安全に関わる重大事態など、保護者等からの緊急時の連絡は、市役所代表電話で受け付け、必要に応じて各校の管理職へ連絡します。

- ⑧ テレワークの導入
 - 令和元年8月末から、時間外を対象とした限定的なテレワークに試行的に取り組んでいます。今後、試行の実施状況を踏まえて、その拡充のあり方について検討します。

(2) 勤務時間の適切な把握と意識改革の推進

- ① ICカード・タイムレコーダーによる勤務時間管理
 - 平成30年度から私物のICカードを活用し、ICカード・タイムレコーダーによる勤務時間の管理を行っています。令和元年度から、ICカードを公費で購入できる予算措置を行いました。
 - 今後、勤務時間管理が実態を正しく反映できるような運用管理に努めます。

- ② 在校時の業務内容や在宅による業務時間等の把握方法の検討
 - 在校時の業務内容を把握するための効果的・効率的なアンケートの実施方法を検討します。
 - 文部科学省のガイドラインでは、テレワーク以外の在宅による業務時間は勤務時間としないとなっていますが、久留米市ではそれらも勤務時間としてとらえ、自己申告方式で把握した時間を毎月の勤務実態報告書に反映します。

- ③ 出勤簿の電子化の検討
 - 現行の紙の出勤簿への印鑑の押印に替えて、I Cカード・タイムレコーダーによる打刻を出勤簿とする出勤簿の電子化について検討を行います。

- ④ 市内一斉定時退校日の拡大
 - 現在、月に2回行っている市内一斉定時退校日を確実に実施します。
 - 市内一斉定時退校日の拡大の必要性について、保護者や地域に対して啓発を行いながら検討を行います。

- ⑤ 学校閉庁時刻の設定
 - 学校管理人の施錠時刻を目安として、各校で学校閉庁時刻を設定します。
 - 学校閉庁時刻の必要性について、保護者や地域に対して啓発を行います。

- ⑥ 学校閉庁日の定着
 - 平成30年度から8月12～16日までを学校閉庁日として取組を進めてきましたが、引き続きその定着を図ります。
 - 学校閉庁日の実施について、保護者や地域に対して啓発を行います。

- ⑦ 管理職の意識改革（研修の実施・人事評価の見直し）
 - 校長に対して、様々な機会を通じて、学校における働き方改革の必要性やリーダーシップの発揮等についての研修を行います。
 - 校長の人事評価（自己評価及び業績評価）の項目に、働き方改革の内容を位置付けるとともに評価の対象とします。

- ⑧ 保護者や地域住民への理解・啓発
 - 学校における働き方改革の必要性や具体的な取り組みについて、引き続き広報くるめや学校通信等を通じた情報発信に努めます。

- ⑨ 年休取得率の向上（計画的年休取得の推進）
 - 現在の年休取得の状況（令和元年度の年間の平均取得日数10.7日）を踏まえ、休暇を取得しやすい職場環境づくりにさらに取り組み、年間12日の取得を目指します。

(3) 部活動の負担軽減

① 部活動休養日の設定

- 久留米市部活動方針を策定し、原則として平日1日、週休日1日の休養日を設定します。
- 1日の活動時間は、部活動を持続可能なものとする観点のもと、保護者等への理解・啓発を行います。

② 部活動指導員の配置

- 部活動指導員の活用について、先進地の取組を調査研究しながら、導入に向けた検討を行います。

(4) 学校を支える専門スタッフの活用等

① スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの活用

- いじめ・不登校などの生徒指導上の諸問題への対応、発達障害や貧困など特別な教育的支援を要する子どもたちへの支援に対して、スクールカウンセラーの積極的な活用を促します。
- 関係機関との連携や必要な社会サービスの提供など、学校外の社会資源の利用について、スクールソーシャルワーカーの積極的な活用を促します。

② 学校問題解決支援チームの活用

- 学校だけでは解決が困難な問題に対して、警察等の関係機関や弁護士等の専門家で構成する学校問題解決支援チームの積極的な活用を促します。
- 学校で発生した事案について、法律の専門家に日常的に相談できる体制を整備します。

③ 学校事務機能の強化と事務職員の学校経営への参画

- 学校事務機能強化検討会議（県教育委員会）から出された「学校事務機能の強化を中心とした学校の業務改善について～事務職員の専門性の発揮～」を活用して、学校事務機能の強化と事務職員の専門性を発揮した学校経営への参画を促します。
- 学校管理規則等の改正を行い、学校共同事務室の実施の環境を整備するとともに、学校の事務機能の強化を目指し、室長を通じた事務職員と教育委員会の定期的な協議を行います。

④ コミュニティ・スクールへの移行の検討

- 中央教育審議会働き方改革特別部会からの答申に示された考え方「①基本的には学校以外が担うべき業務、②学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務、③教師の業務だが負担軽減が可能な業務」に基づく業務の適正化を推進するための保護者や地域の理解・協力を得るため、地域学校協議会を学校運営協議会に移行するための検討を進めます。

⑤ 地域学校協議会を活用した地域学校協働活動の推進

- 市民文化部との連携を強化しながら、地域との連携・協働をより充実させた地域学校協働活動を推進します。

